長崎県公安委員会及び長崎県警察における情報公開条例審査基準

はじめに

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点からも、情報の公開は重要なことである。本審査基準は、こうした観点から、長崎県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき長崎県公安委員会及び長崎県警察本部長が行う公文書の開示・不開示の決定に際して、準拠すべき条例の解釈及び運用の基準並びに具体例を示し、もって個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

開示・不開示の判断に当たっては、長崎県情報公開条例の解釈及び運用基準（以下「解釈・運用基準」という。）によるほか本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、これらを画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該公文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

第１　基本事項

１　開示・不開示の基本的考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、県が保有する情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較考量する必要がある。

このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならないこととしている。

２　不開示情報の取扱い

条例は、第７条で、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、不開示情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。条例では不開示情報の範囲はできる限り限定したものとするとの基本的な考え方に立っており、第９条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。

３　不開示情報の類型

条例第７条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が複数の不開示情報に該当する場合があり得る。また、例えば、ある個人に関する情報について、第１号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報に該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し、不開示となることはあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、条例第７条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

４　条例第７条各号の「公にすること」

条例第７条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態に置くことを意味する。したがって、開示請求者に開示するということは、県民すべてに対しても開示することが可能であることを意味するので、一人の開示請求者に開示することができるかどうかではなく、県民すべてに対して、開示することが可能であるかどうかを判断することになる。

5　不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報の該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。

なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第２　不開示情報

１　条例第７条第１号（個人情報）に基づき不開示とする情報の基準

(1) 警察職員の氏名の取扱い

本県警察における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。本県警察が保有する公文書に記載されている警察庁及び他の都道府県警察の職員の氏名については、それぞれ警察庁及び当該都道府県警察において氏名を公にしている慣行によって判断する。

なお、氏名を慣行として公にしている職員であっても、開示請求の対象となる公文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど条例第７条第３号等に該当する場合は、不開示とする。

(2) 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア　被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を開示する。

㈠ 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

㈡ 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

㈢ 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

イ　被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として不開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、

又は公にすることが予定されている場合については、警察庁及び都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に開示する。

㈠ 警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

㈡ 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ　上記ア及びイのただし書きにおける個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

2　条例第７条第２号（事業情報）に基づき不開示とする情報の基準

(1) 本号イ関係

ア　営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は開示とし、取引金融機関口座、業者印、代表者印、検査印等は、本号イに該当し、不開示となる。

イ　入札に関する文書中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、本号イに該当し、不開示となる。また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、本号イに該当し、不開示となる。

(2) 本号ロ関係

警察が企業に要請し、公にしないとの条件で任意に提供を受けている企業対象暴力事犯等に関する情報等は、本号ロに該当し、不開示とする。（状況によっては、条例第７条第３号（犯罪捜査情報）が重畳的に適用される場合もあり得る。）

3　条例第７条第３号（犯罪捜査情報）に基づき不開示とする情報の基準

(1) 公安委員会及び県警の保有する情報の中で本号に該当する情報には、解釈・運用基準に掲げるとおり、次のような例がある。

ア　現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

・捜査関係事項照会（回答）書
・捜査計画に関する文書
・捜索に関する文書

イ　公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公にすることにより当該活動に支障が生じるおそれがあるもの

・暴力団・極左暴力集団等に対する情報収集活動に関する文書
・警備体制に関する文書

ウ　公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

・犯罪に係る情報の提供者、被疑者、参考人の氏名、住所、提供情報の内容

エ　捜査手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのある情報

・捜査マニュアル
・特殊警備に関する文書

・刑事課長等会議資料

オ　犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがある情報

・警衛・警備実施計画書

・火薬運搬計画書

カ　犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報

・犯罪手口に関する文書

・鑑識技能に関する文書

キ　犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する文書であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報

・重要施設に関する文書

・要人等の行動予定に関する文書

ク　被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのある情報

・留置人に関する名簿

・護送計画書

・留置施設に関する文書

(2) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

(3) 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、不開示となる

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、不開示となる。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等警察庁又は都道府県警察において広報された情報は、開示する。

4　条例第７条第４号（審議、検討等情報）に基づき不開示とする情報の基準

解釈・運用基準による。

5　条例第７条第５号（行政運営情報）に基づき不開示とする情報の基準

解釈・運用基準によるほか、公安委員会及び県警において特記すべきものとしては、次のものがある。

(1) 試験問題

県警における昇任試験問題、警察学校における試験問題等については、実施前は不開示とする。実施後も短答択一式問題については、公にすると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生じることから、不開示とする（なお、試験問題の内容によっては、条例第７条第３号（犯罪捜査情報）に該当する場合もある。）。

(2) 検定の実施基準

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に該当し、不開示となる。

6　条例第７条第６号（法令秘情報）に基づき不開示とする情報の基準

解釈・運用基準による。

第３　代表的な文書類型ごとの基準

1　公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として開示するが、記載内容中に条例第７条各号に掲げる不開示情報がある場合は、当該情報は不開示となる。

不開示となる情報として、次のような例が考えられる。

(1) 捜査中の事件に関する情報等公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（条例第７条第３号）

(2) 特定の犯罪組織に対する取締の方針等公にすることにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第７条第３号）

(3) 委員長又は委員の発言内容や氏名を公にすることにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第７条第４号）

2　会計支出文書

(1) 共通事項

ア　警察職員の氏名等の個人情報

慣行として公にされる職員の氏名（本審査基準第２の１（１）参照）を除き、職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、すべての職員について不開示となる。

イ　警察との取引業者に係る情報

会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、本審査基準第２の２（条例第７条第２号関係）によるほか、取引業者を特定する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそ

れがあると認められるものについては、条例第７条第３号（犯罪捜査情報）に該当し、不開示となる。このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。

○　警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるもの

○　捜査支援システムの開発・機材を発注している業者

○　特殊な装備の納入業者

(2) 旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第７条第３号）がないと認められるものは、開示する。ただし、条例第７条第１号（個人情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の開示・不開示を検討するに際しては、旅費の予算科目の別に応じて一律に決するのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公にすることにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

(3) 捜査費

ア　個別の執行に係るもの

警察における捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則としてすべて不開示（警察職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）となる。

イ　捜査費支出額に係るもの

捜査費支出額の総額（月別・年別）については、開示する。

(4) 会議費

ア　会議費の支出に関する文書については、個人に関する情報（警察職員氏名、懇談会の相手方等）、法人等に関する情報（取引金融機関口座等）を除いて、原則として開示する。

定期的な県下会議開催に伴う会議費の執行に関する文書については、原則として開示する。

イ　アの例外として、捜査会議等警察活動に関する情報交換のための会議開催に伴う会議費の執行に関する文書であって、公にすることにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分は不開示となる。

不開示となる部分は、主として会議の件名、出席者等の会議の内容が推知されるおそれのある情報であるが、会議の開催場所についても、当該場所の近辺での犯罪の捜査等を予定し、その打合せのために開催した会議等に係るものについては、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示となる場合がある。

3　警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

(1) 基本的考え方

県警の職員数に関する情報は、原則として開示する。ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明ら

かになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、不開示となる。

(2) 県警の職員数に関する情報

県警の職員数に関する情報のうち、県警の定員・現在員及び所属別・階級別定員については、開示する。

4　犯罪等の事件に関する報告書等

(1) 内偵捜査（秘密裏に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書等

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書等は、その件名も含め、原則として不開示となる。

なお、開示請求の態様によっては、公文書の存否に関する情報（条例第１０条）となる。

(2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書等

ア　個人情報について

本審査基準第２の１（条例第７条第１号（個人情報）関係）に従って対応する。

イ　個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第７条各号の不開示事由に該当するか否かを個別に判断する。

不開示事由のうち、条例第７条第３号（犯罪捜査情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

㈠ 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯行手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

㈡ 公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

㈢ 捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

㈣ 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの不開示事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、開示・不開示の判断に影響を与える要素の一つである。

5　「訴訟に関する書類」について

(1) 基本的考え方

「訴訟に関する書類及び押収物」については、刑事訴訟法第53条の２の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の規定が適用されないこととされており、また、条例第３５条の規定により、法律の規定によって情報公開法の規定が適用されない公文書は、条例の規定が適用され

ないこととされている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる。

(2) 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で開示・不開示の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外であると考える。